

# 林野公共事業等の新規採択時の 評価手法の明確化について

- 一 林野公共事業等におけるチェックリスト

平成14年3月

林 野 庁

# 林野公共事業の新規採択時の評価手法の明確化について

## 1. 趣旨

公共事業については、その効率性及び実施過程の透明性等の一層の向上を図っていくことが重要となっている。

このため、林野公共事業においても新規地区採択時の透明性及び客観性の確保の観点から、新規地区採択に当たっての審査の項目（以下「チェックリスト」という）を明確化するとともに、これにより評価を行いその結果を公表することとする。

## 2. チェックリストの明確化

### (1) チェックリストの位置付け

#### 直轄事業

直轄事業等として、新規地区採択する必要性、緊急性を明らかにすることにより、事業着手理由の客観性を確保するものとする。

#### 補助事業

補助事業の新規地区採択に当たっての国の主な審査項目を明確化するとともに、これにより評価を行い結果を公表することにより、採択手続の透明性・客観性の確保を図るものとする。

### (2) チェックリストの内容

チェックリストの項目は、当該事業の目的を達成するための基本的事項に加え、各事業の実施要領等に定める事項及び林政の推進方向等から新規採択に当たって必要な事項とする。

チェックリストは、各事項毎に、採択要件等の前提事項及び事業の内容に応じた優先配慮事項で構成する。

チェックリストについては、新たな施策の展開に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 3. 手続き等について

### (1) 評価対象事業

林野公共事業（ただし、災害関連事業は除く。）の新規採択要望箇所等について評価を行う。

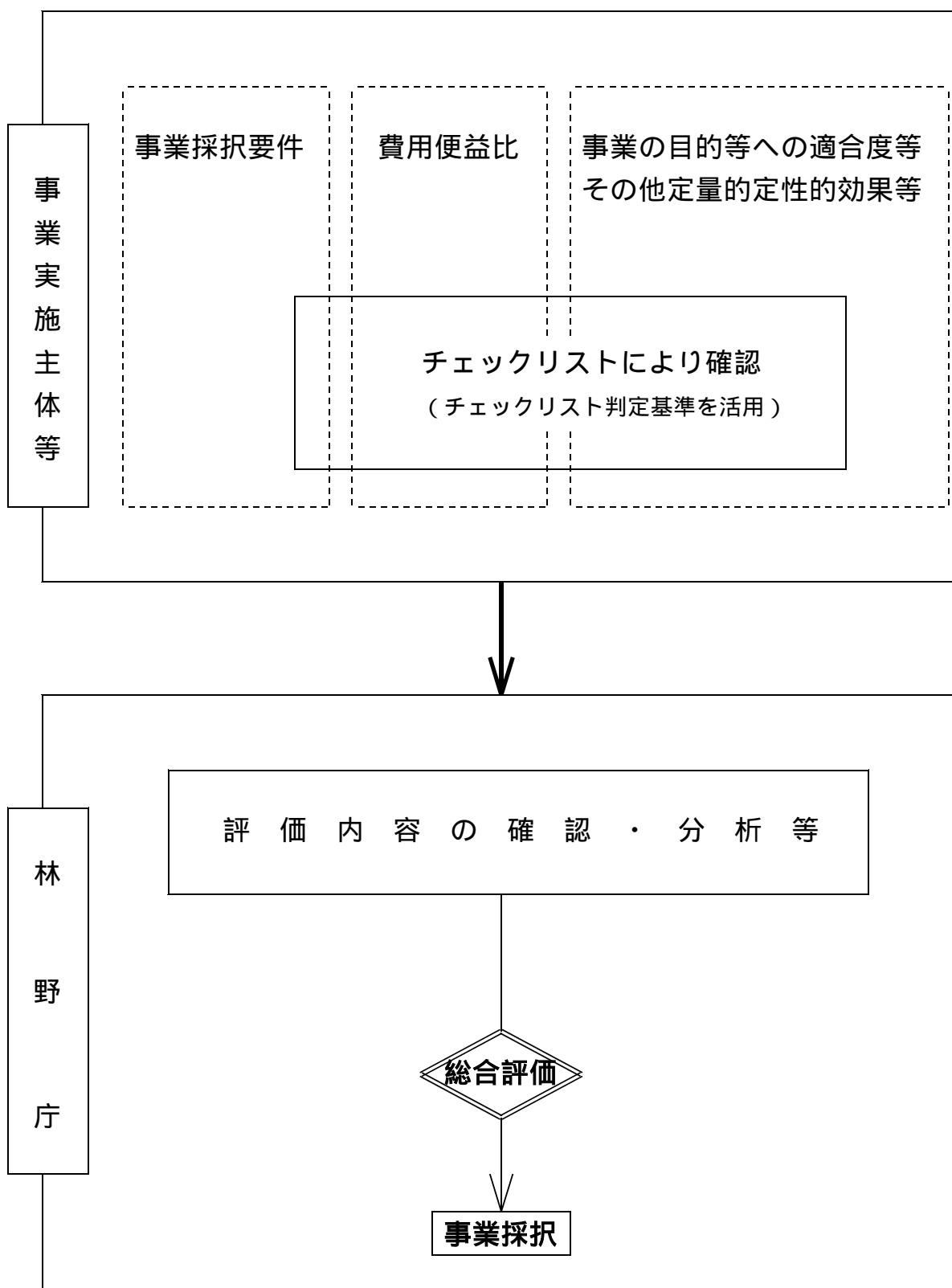
### (2) 実施主体等

直轄事業にあつては森林管理局等が、補助事業にあつては都道府県等事業実施主体が作成するものとし、費用対効果分析の結果等に併せて林野庁に報告するものとする。

### (3) 公表等

林野庁は、チェックリストの報告を受けたときは、その内容を確認するとともに、費用対効果分析の結果の他定性的・定量的評価結果等を総合的に勘案し、新規採択する地区を審査、決定するとともに、その結果を事前評価公表時に併せて公表する。

## チェックリストの位置づけイメージ図



# 1 . 治山事業

平成 年度新規要望箇所チェックリスト（全治山事業共通）

（事業名： ）

（都道府県名 ）

（地区名： ）

## 前提事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1 . 事業の必要性が 明確であること	・ 山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全・形成等の観点からみて、当該事業を必要とすること	
2 . 技術的可能性が 確実であること	・ 地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に実現可能であること	
3 . 事業による効果 が十分見込まれる こと	・ 費用対効果分析の結果が1 . 0以上であること。	
4 . 事業の採択要件 を満たしているこ と	・ 事業実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること	
5 . 「自然と共生す る環境創造型事 業」であること	・ 自然環境の保全・形成の視点からみて、当該事業が適当であること	

平成 年度新規要望箇所チェックリスト（保安林管理道を除く治山事業）

（事業名： ）

（都道府県名 ）

（地区名： ）

優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1．事業で達成する目標に関する事項	<p>当該事業の実施により、山地に起因する災害から近隣住民の生命・財産の保全が図られる。</p> <p>当該事業の実施により、水源のかん養が図られる。</p> <p>当該事業の実施により、生活環境の保全・形成等が図られる。</p>	
2．事業で配慮する内容に関する事項	<p>治山事業長期計画等の上位計画からみて重点的に整備する妥当性がある。</p> <p>事業の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>森林の多面的機能の発揮に配慮した計画となっている。</p> <p>コスト縮減の具体的な配慮がなされた工種・工法を導入している。</p> <p>間伐材等木材を有効利用した工種・工法を積極的に導入している。</p>	
3．事業調整の状況に関する事項	<p>地域関係者の理解が得られている。</p> <p>他事業との連携に基づき具体的計画が策定されている。</p> <p>地域戦略プラン等の地域計画に位置付けられており、他事業との調整が整っている。</p>	
4．優先すべき課題に関する事項	<p>山地災害危険地区に存する。</p> <p>過去に、災害が発生し、重大な被害が生じたことがある。または、当該事業を早急に実施しなければ災害の発生する可能性が著しく高い。</p> <p>保全対象施設に人家、災害弱者関連施設や公共施設等重要な施設が含まれる。</p> <p>過去に渇水被害が発生したダム、集落等の水源森林地域である。</p> <p>過去に土砂等の流入、水質の汚濁等が発生したダム、貯水池等の水源森林である。</p> <p>市街地化が進展し、生活環境の保全・形成が強く求められる地域である。</p> <p>自然環境の保全機能の高度発揮が強く求められている地域である。</p> <p>他事業との関連で緊急性がある。</p> <p>当該事業の早急な実施についての要望が地元から出されている。</p> <p>森林の多様な機能を持続的に発揮させるための森林整備の推進に資する。</p> <p>緊急間伐五箇年対策の推進に資する。</p>	

評価項目を満たしている場合「 」とする。

平成 年度新規要望箇所チェックリスト（保安林管理道）

（都道府県名 ）

（地区名： ）

優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1．事業で達成する目標に関する事項	<p>当該事業の実施により、山地に起因する災害から近隣住民の生命・財産の保全が図られる。</p> <p>当該事業の実施により、水源のかん養が図られる。</p> <p>当該事業の実施により、生活環境の保全・形成等が図られる。</p> <p>保安林管理のための車両等の移動時間短縮により、資材の運搬等の効率化が図られる計画となっている。</p> <p>相当量の治山事業の実施計画が予定地域で策定され、その実施が確実なものとなっている。</p>	
2．事業で配慮する内容に関する事項	<p>治山事業長期計画等の上位計画からみて重点的に整備する妥当性がある。</p> <p>事業の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>コスト縮減の具体的な配慮がなされた工種・工法を導入している。</p> <p>間伐材等木材を有効利用した工種・工法を積極的に導入している。</p> <p>森林の多面的機能の発揮に配慮した計画となっている。</p>	
3．事業調整の状況に関する事項	<p>地域関係者の理解が得られている。</p> <p>他事業との連携に基づき具体的計画が策定されている。</p> <p>地域戦略プラン等の地域計画に位置付けられており、他事業との調整が整っている。</p> <p>維持管理体制が担保されている。</p> <p>隣接する道路等との接続が確保されている。</p>	
4．優先すべき課題に関する事項	<p>当該保安林管理道を設置しない場合、著しく事業実施が困難となるばかりでなく、多大な輸送コスト等が生じる。</p> <p>当該地域においては、他に適当な移動手段を確保できない。</p> <p>他事業との関連で緊急性がある。</p> <p>当該事業の早急な実施についての要望が地元から出されている。</p> <p>森林の多様な機能を持続的に発揮させるための森林整備の推進に資する。</p> <p>緊急間伐五箇年対策の推進に資する。</p>	

評価項目を満たしている場合「 」とする。

## 2. 森林整備事業

平成 年度新規要望箇所チェックリスト  
(森林環境保全整備事業)

事業名	都道府県名	
地区名	計画策定主体	計画期間

### . 前提事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること	森林の有する多面的機能の発揮や安定的な林業経営等の観点から、当該事業が必要であること。	
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等から判断して、当該事業の実施が技術的に可能であること。	
3. 事業による効果が十分見込まれること	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領に規定された地区、事業内容、採択要件等に適合していること。	
5. 事業の実施が確実に見込めること	事業実施主体等の意欲、負担能力から判断して事業の実施が確実に見込めること。	
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件及び「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分に応じた森林整備等が図られていること。	

注) 評価項目を満たしている場合は、 の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。

・優先配慮事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1．事業の目標に関する事項	<p>森林の重視すべき機能（3区分）に応じて、望ましい森林づくりが計画されていること。</p> <p>関係市町村の総合振興計画等との整合性が図られていること。</p>	
2．事業内容に関する事項	<p>効率的・効果的な計画となっていること。</p> <p>適地適木、適期作業等自然的条件に適合していること。</p> <p>長期育成循環施業、針広混交林化等の取り組みがなされていること。</p> <p>区域内の自然災害による被害地等の早期復旧が計画されていること。</p> <p>路網にあっては、適切な森林整備の基盤として不可欠であるとともに、山村住民の生活基盤等としても重要なものであること。</p> <p>各々の施設の規格、規模等が適正であること。</p> <p>間伐材等の積極的な活用が図られていること。</p> <p>事業期間内における各年度ごとの事業量等が適切な規模となっていること。</p> <p>国有林、道路関係部局等との調整が図られていること。</p>	
3．事業実施の優先性・緊急性に関する事項	<p>地元の要望が強く、合意形成がなされていること。</p> <p>整備後の適切な保育や維持管理のための体制が整っていること。</p> <p>高性能林業機械等による作業システムの確立に取り組んでいること。</p> <p>施設整備にあっては、早期完成、効果発現のための取り組みがなされていること。</p> <p>市町村合併に関連する市町村であること。</p>	

注) 評価項目を満たしている場合は、 の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。



平成 年度新規要望箇所チェックリスト  
 (森林居住環境整備事業：フォレスト・コミュニティ総合整備事業)

事業名	都道府県名	
地区名	計画策定主体	計画期間

・前提事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1．事業の必要性が明確であること	地域の自然的・社会的条件等からみて、緑豊かな居住環境（フォレスト・コミュニティ）の創出のための森林整備や森林整備の土台となる骨格的な林道、生活環境基盤の整備等を総合的に推進する必要があること。	
2．技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3．事業による効果が十分見込まれること	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。また、森林利用施設等の整備にあっては、利用見込みが適切であること。	
4．事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領に規定された地区、事業内容、採択要件に適合していること。	
5．事業の実施が確実に見込めること	事業実施主体等の意欲、負担能力から判断して事業の実施が確実に見込めること	
6．「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件等に応じた山村基盤の整備や、森林の3区分に配慮した居住地周辺の森林整備等が図られること。	

注) 評価項目を満たしている場合は、 の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。

・優先配慮事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1．事業の目標に関する事項	<p>森林の重視すべき機能（3区分）に応じて、望ましい森林づくりが計画されていること。</p> <p>山村地域における定住の促進、都市と山村との交流の促進のための事業として適切であること。</p> <p>関係市町村の総合振興計画等との整合性が図られていること。</p>	
2．事業内容に関する事項	<p>地域の森林・路網及び生活環境等の整備状況に応じて、適切な事業の組み合わせにより、効率的・効果的な計画となっていること。</p> <p>自然的条件に応じた適切な施業が計画されていること。</p> <p>路網にあつては、森林・山村・都市を結び、森林整備の骨格としての役割が見込めること。</p> <p>各々の施設の規格、規模等が適正であること。</p> <p>間伐材等の積極的な活用が図られていること。</p> <p>施設整備にあつては、バリアフリー等の配慮がされていること。</p> <p>事業期間内における各年度ごとの事業量等が適切な規模となっていること。</p> <p>国有林、道路関係部局等との調整が図られていること。</p>	
3．事業実施の優先性・緊急性に関する事項	<p>地元の要望が強く、合意形成がなされていること。</p> <p>骨格的な林道や生活基盤の整備が不十分で、地域の活性化や安全・安心な暮らしの確保に影響があること。</p> <p>木材コンビナート等の生産・流通拠点が整備又は計画されている地域内であること。</p> <p>整備後の適切な保育や維持管理のための体制が整っていること。</p> <p>施設整備にあつては、早期完成、効果発現のための取り組みがなされていること。</p> <p>市町村合併に関連する市町村であること。</p>	

注) 評価項目を満たしている場合は、 の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。

**平成 年度新規要望箇所チェックリスト**  
**(森林環境保全整備事業 [ 国有林 ])**

流域（森林計画区）		都道府県	
森林管理署等		計画期間	H ~ H

**．前提事項**

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1．事業の必要性が明確であること	森林の適正な維持管理や効率的な林業経営等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2．技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3．事業による効果が十分見込まれること	費用対効果分析の結果が1．0以上であること。	
4．管理経営の指針に適合していること	国有林野の管理経営の指針及び施業の基準に適合していること。	
5．「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件及び「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分に応じた森林整備等が図られること。	

注) 評価項目を満たしている場合は、 の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。

**( 森林環境保全整備事業 [ 国有林 ] )**

**・ 優先配慮事項**

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1．事業の目標に関する事項	森林の重視すべき機能（3区分）に応じて、望ましい森林づくりが計画されていること。	
2．事業内容に関する事項	効率的・効果的な計画となっていること。	
	自然条件に応じた適切な施業が計画されていること。	
	育成複層林施業（長期育成循環施業）、針広混交林化等の取り組みがなされていること。	
	区域内の自然災害による被害地等の早期復旧が計画されていること。	
	現地への通勤時間や集造材コストの低減が図られること。	
	各々の事業内容の規格、規模等が適正であること。	
	間伐材等の積極的な活用が図られていること。	
	事業期間内における各年度ごとの事業量等が適切な規模となっていること。	
	関連する他事業との調整が図られていること。	
3．事業実施の優先性・緊急性に関する事項	地元の要望が高く、合意形成がなされていること。	
	高性能林業機械等による作業システムの確立に取り組んでいること。	
	施設整備にあっては、早期完成、効果発現のための取り組みがなされていること。	

注) 評価項目を満たしている場合は、 の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。

**平成 年度新規要望箇所チェックリスト**  
**(森林居住環境整備事業 [ 国有林 ])**

流域（森林計画区）		都道府県	
森林管理署等		計画期間	H ~ H

**・前提事項**

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1．事業の必要性が明確であること	集落周辺国有林等において生活環境保全機能等住民生活等と密接に関連した機能の発揮が必要な森林の整備と併せて、これらの森林整備に必要な林道の整備を推進する必要があること。	
2．技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	
3．事業による効果が十分見込まれること	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	
4．管理経営の指針に適合していること	国有林野の管理経営の指針及び施業の基準に適合していること。	
5．「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件及び「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分に応じた集落周辺国有林等の森林整備等が図られること。	

注) 評価項目を満たしている場合は、 の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。

**( 森林居住環境整備事業 [ 国有林 ] )**

**・ 優先配慮事項**

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1 . 事業の目標に関する事項	森林の重視すべき機能（3区分）に応じて、望ましい森林づくりが計画されていること。	
	山村地域における定住の促進、都市と山村との交流の促進のための事業として適切であること。	
2 . 事業内容に関する事項	効率的・効果的な計画となっていること。	
	自然条件に応じた適切な施業が計画されていること。	
	森林・山村・都市を結び、森林整備の骨格としての役割が見込めること。	
	防火機能又は防災機能を有するものであること。	
	各々の事業内容の規格、規模等が適正であること。	
	間伐材等の積極的な活用が図られていること。	
	事業期間内における各年度ごとの事業量等が適切な規模となっていること。	
	関連する他事業との調整が図られていること。	
3 . 事業実施の優先性・緊急性に関する事項	地元の要望が高く、合意形成がなされていること。	
	骨格的な林道や生活基盤の整備が不十分で、地域の活性化や安全・安心な暮らしの確保に影響があること。	
	施設整備にあっては、早期完成、効果発現のための取り組みがなされていること。	

注) 評価項目を満たしている場合は、 の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。

### 3 . 公団事業

平成 年度 大規模林道事業新規着工区間チェックリスト

道県名		路線名		区間名	
-----	--	-----	--	-----	--

#### 前提事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1 事業の必要性が明確であること。	森林の有する多面的機能の発揮や安定的な林業経営等の観点から、当該事業が必要であること。	
2 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、地利状況等から判断して、当該事業の実施が技術的に可能であること。	
3 事業による効果が十分見込まれること。	費用対効果分析の結果が 1.0 以上であること。	
4 事業の採択要件を満たしていること。	実施計画承認の手続きを終えているとともに、限度工期通達に定める基準に適合していること。	
5 他事業との調整が図られていること。	他の道路計画との整合性がとれていること。	
6 「自然と共生する環境創造型事業」であること。	野生動植物との共存や地形の改変の抑制等が図られていること（エコリンドーの整備）	

注) 評価項目を満たしている場合は、 の中に「レ」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。

## 優先配慮事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1 事業の目標に関する事項	森林整備、林業生産活動の対象となる森林がある。	
	通勤時間や集運材コストの低減が図られる。	
	流通・加工施設への安定的な木材の供給が確保される。	
	地域における山村集落の生活基盤として重要である。	
	地域防災上の効果が見込まれる。	
	都市部の住民と森林とのふれあいの機会を提供するなど、森林の総合利用を促進する効果がある。	
2 事業内容に関する事項	起点、終点および路線計画は妥当である。	
	区間の規格、規模が適正である。	
	コスト縮減の取組がされている。	
	間伐材等木材の積極的な活用が図られている。	
	防災施設、交通安全施設の整備により、通行の安全が確保されている。	
	国有林、道路関係部局等との調整が図られている。	
3 事業実施の優先性・緊急性に関する事項	地元の要望が高く、合意形成がなされている。	
	大規模林道を基幹とする林内路網整備の取組がなされている。	
	周辺の森林は手入れが必要なものが大半を占める。	
	移管後の適切な維持管理のための体制が整っている。	
	早期完成、効果発現のための取組がなされている。	
	高性能林業機械を中心とした作業システムの確立に取り組んでいる。	

注) 評価項目を満たしている場合は、 の中に「レ」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。



平成 年度 水源林造成事業新規契約箇所チェックリスト

都道府県名		流域名		市町村地区名	
-------	--	-----	--	--------	--

.前提事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること	水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること。	
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること。	
3. 事業による効果が十分見込まれること	費用対効果分析の結果が 1.0 以上であること。	
4. 事業の採択要件を満たしていること	緑資源公団業務方法書及び分収造林実施要領等に規定された選定基準等に適合していること。	
5. 事業の実施が確実に見込めること	造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に果たす能力等があること。	
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	自然環境の保全・形成の視点からみて、当事業が適当であること。	

注) 評価項目を満たしている場合は、 の中に「レ」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。

.優先配慮事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1．事業の目標に関する事項	水土保全機能の発揮のための望ましい森林づくりが計画されていること。	
	関係市町村の市町村森林整備計画との整合性が図られていること。	
2．事業内容に関する事項	効率的・効果的な計画となっていること。	
	森林の多面的な機能の発揮に配慮した計画となっていること。	
	適地適木，適期作業等自然的条件に適合していること。	
3．事業実施の優先性・緊急性に関する事項	関連する他事業との調整が図られていること。	
	過去に湧水被害が発生したダム，集落等の水源森林地帯であること。	

注) 評価項目を満たしている場合は、 の中に「レ」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。

## 4 . 教育のもり整備事業

平成 年度新規地区採択チェックリスト（教育のもり整備事業）

（都道府県名： ）

（地区名： ）

### 1 . 前提事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1 . 事業による効果が十分見込まれること	・ 事業の実施により、子どもたちをはじめ一般市民の森林・林業分野における体験活動等の促進が見込まれること。	<input type="checkbox"/>
2 . 整備する森林・施設の利用計画等が明確であること	・ 整備する森林・施設の利用計画や利用者数の目標が明らかになっていること。	<input type="checkbox"/>
3 . 利用者の安全に配慮していること	・ 様々な森林・林業体験等を安全に行うため、立地上の選定や必要な整備が計画されていること。	<input type="checkbox"/>
4 . 事業実施主体の資金計画等が明確であること	・ 当該事業の費用に係る資金計画（国費負担分を除く）や用地の確保が明確であること。	<input type="checkbox"/>

### 2 . 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1 . 教育関係団体等との連携に関する事項	・ 整備した森林・施設を教育関係団体、森林ボランティア団体、森林インストラクター会、林業研究グループ等と連携し利用する計画があること。	<input type="checkbox"/>
2 . 森林・施設の幅広い利用に関する事項	・ 整備した森林・施設を都市と山村の交流や世代間の交流等に幅広く利用すること。	<input type="checkbox"/>
3 . その他	・ 農業、福祉その他の分野の国又は地方公共団体の施策と連携した利用が図られること。	<input type="checkbox"/>

注) 項目を満たしている場合は「 」とする。